



海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年 3月25日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 5 号

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和４年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第３号様式、第１４号様式及び第２２号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

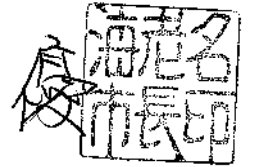
- ２ この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前の海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による請求は、この規則による改正後に規定する相当様式による請求とみなす。
- ３ 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月25日

海老名市長

内 務



海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則の一部を改正
する規則

海老名市一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則（昭和36年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（施行日前に新たに職員となった者の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に正規の試験（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該正規の試験の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 施行日前に正規の試験のうち市長が定めるものの結果に基づいて新たに職員となった者その他これらの職員との均衡上必要と認められる職員の施行日における号給については、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。



海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 25 日

海老名市長

内 野



海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により短時間勤務の職に採用された職員」を「条例第2条第2項の規定に基づき定められた定年前再任用短時間勤務職員」に、「海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）第4条の規定により採用された職員」を「同条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条の10中「、同条第1項第2号、第7条の7第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と」及び「、第7条の8第1項中「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と」を削る。

第9条第1項中「条例第2条第2項の規定に基づき定められた」及び「同条第3項の規定に基づき定められた」を削る。

第10条中「1の年」を「一の年（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」に改める。

第22条第1項中「第16条の5第1項」を「第16条の8第1項」に改める。

第23条中「期間は、」の次に「同項の」を加える。

別表第2第4号、第11号、第12号及び第14号中「1の年」を「一の年」に改め、同表第22号中「海老名市職員表彰規程（昭和53年告示第1号）第4条に規定する職員」を「毎年4月1日において在職期間が5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年又は40年に達した場合」に、「認めた場合」を「認めたとき」。

」に、「5日」を「一の年において5日」に改め、同表第26号中「1の年」を「一の年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職している職員の令和8年度における改正後の別表第2第4号、第11号、第12号、第22号及び第26号の適用については、これらの号に定める期間から令和8年1月1日から同年3月31日までに休暇を取得した期間（当該期間に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間

）を減じて得た期間に、次の各号に掲げる事由の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる期間を加えた期間とする。

(1) 別表第2第4号の事由 1日

(2) 同表第11号の事由 1日（養育する子が2人以上の場合にあっては、2日）

(3) 同表第12号の事由 1日（要介護者が2人以上の場合にあっては、2日）

(4) 同表第22号の事由 零日

(5) 同表第26号の事由 1日（体外受精その他の市長が定める不妊治療に係る通院等である場合にあっては、2日）

- 3 この規則の施行の日前（以下「施行日」という。）において在職期間が15年又は25年に達した職員のうち改正前の別表第2第22号左欄に掲げる事由に該当しなかったものは、施行日において改正後の別表第2第22号左欄に掲げる事由に該当したものとみなす。

海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 25 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 8 号

海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年度」を「一の年」に改める。

別表第3第10号中「1の年」を「一の年」に改め、同表第11号及び第16号中「1の年度」を「一の年」に改め、同表に次のように加える。

<p>(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（会計年度任用職員の配偶者が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(18) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（</p>	<p>一の年において5日（その養育する満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで</p>

<p>1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長の定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長の定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>の子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(19) 要介護者(条例第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、</p>	<p>必要と認められる期間</p>

父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

別表第4中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同表第6号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同表第3号とし、同表中第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月25日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 9 号



海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 25 日

海老名市長

阿 野



海老名市規則第10号

海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和33年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第9条第4項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「場合も」の次に「前項と」を加える。

第4条第1項中「定期乗車券等の提示」を「通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第10条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第6条第1号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に、「平均通勤所要回数分」を「平均通勤所要回数」に改める。

第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第12条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同条を第16条とする。

第11条第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に、「第9条第4項」を「第13条第4項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同項第1号中「第8条第1号」を「第9条第1号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号ア中「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、同号イ中「第9条第3項第1号」を「第13条第3項第1号」に、「すべて」を「全て」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、同条第3項中「第9条第4項」を「第13条第4項」に改め、同条第4項中「第9条第5項」を

「第9条第6項」に改め、同条を第15条とする。

第10条を第14条とし、第9条第1項中「及び第14条」を「、第15条第2項第2号及び第18条」に改め、同条第3項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第10条 条例第9条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務地の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が定める交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第11条 条例第9条第4項の規則で定める職員は、第9条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第12条 条例第9条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、
それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2
以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（そ
の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アから
ウまでに定める額を合計した額

第8条第2号中「同条第3項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、そ
の料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。
）にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同
項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同条第3号中「同条第3項第2号に定め
る額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める
額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第3項第2号」に改め、同条を
第9条とする。

第7条中「平均通勤所要回数分」を「平均通勤所要回数」に改め、同条を第8条と
し、同条の前に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第7条 条例第9条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の
使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道5キロメートル未満 2,500円

(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,600円

(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円

(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円

(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円

- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上 38,700円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例（令和8年条例第6号）第1条による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）第9条第4項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

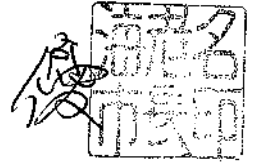


海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月25日

海老名市長

内野



海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則の一部を改正する規則

海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則（平成12年規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中4の項を削り、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	防災士育成事業（防災士育成事業補助金）	補助
---	---------------------	----

別表中32の項及び33の項を削り、34の項を32の項とし、35の項から45の項までを2項ずつ繰り上げ、46の項の前に次のように加える。

44	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助事業（改修費補助金）	補助
45	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助事業（家賃低廉化補助金）	補助

別表中51の項を52の項とし、50の項の次に次のように加える。

51	合併処理浄化槽設置補助事業（合併処理浄化槽設置補助金）	補助
----	-----------------------------	----

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月25日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 12号

海老名市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市介護保険条例施行規則（平成12年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改める。

別表第1中「条例第3条第1項第8号から第11号まで」を「条例第3条第1項第8号から第14号まで」に、「3分の2以上」を「70パーセント以上」に、「2分の1以上」を「50パーセント以上70パーセント未満」に、「3分の1以上」を「20パーセント以上50パーセント未満又は住宅への床上浸水（消火による水損を含む。）」に改める。

別表第3中「3分の2」を「70パーセント」に、「2分の1以上」を「50パーセント以上70パーセント未満」に、「3分の1以上」を「20パーセント以上50パーセント未満又は住宅への床上浸水（消火による水損を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第3の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前のおりとする。



海老名市養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月25日

海老名市長

内 野



海老名市規則第13号

海老名市養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

海老名市養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第2条第1項中「省令」を「府令」に改める。

第3条第1項中「（以下「受給者」という。）」を削る。

第4条第1項中「受給者」を「養育医療券の交付を受けた者」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「受給者」を「養育医療券の交付を受けた者」に改め、同項第1号中「受給者」を「受療者」に改め、同項第3号中「医療保険の」を「医療保険各法による」に改める。

第6条に次の2項を加える。

- 2 市長は、養育医療券の有効期間内において、前項の規定による申請があった場合は、養育医療券を交付しなければならない。
- 3 養育医療券の交付を受けた者は、前項に規定する養育医療券の再交付を受けた後、紛失した養育医療券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

第2号様式を次のように改める。

養育医療意見書					
乳児氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
在胎週数	(単胎/双胎/胎)			出生時の体重	g
症 状 の 概 要	一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない			
	体温	(1) 摂氏 34度 以下			
	呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い			
	消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある			
	黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い			
	その他の所見 (合併症の有無等)				
診療予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
現在受けている医療	保育器の使用 人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療				
症状の経過					
上記のとおり診断する。					
年 月 日 医療機関の名称及び所在地 郵便番号 電話番号 医師氏名					

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第2条関係)

養育医療券 (病院・診療所用)											
公費負担者番号										交付年月日	
公費負担医療の 受給者番号										年月日	
医療保険各法による 記号及び番号				保険者等の名称							
受療者	氏名										
	生年月日			年月日			男・女				
申請者	氏名										
	生年月日			年月日			受療者との 続柄				
	住所										
指定養育医療機関 (病院・診療所)	名称										
この券の有効期間	年月日から			年月日まで							
上記のとおり決定する。 年 月 日											
海老名市長 印											

第5号様式中「受給者氏名」を「受療者氏名」に、「受給者との」を「受療者との」に改める。

第7号様式中「受給者氏名」を「受療者氏名」に、「受給者との」を「受療者との」に、「受給者又は」を「受療者又は」に、「医療保険の」を「医療保険各法による」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

第8号様式中「受給者氏名」を「受療者氏名」に、「受給者との」を「受療者との」に、「第6条の」を「第6条第1項の」に改める。

第9号様式中「受給者との」を「受療者との」に、「受給者氏名」を「受療者氏名」に改める。

第10号様式、第12号様式及び第13号様式中「受給者氏名」を「受療者氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式及び第4号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

海老名市児童福祉施設入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 25日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 14号

海老名市児童福祉施設入所に関する規則の一部を改正する規則

海老名市児童福祉施設入所に関する規則（平成13年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表中「その市町村民税所得割」を「その市町村民税の所得割」に、

6,600	—
9,000	—
13,500	—
18,700	—
29,000	—
その月のその入所妊産婦にかかる助産の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるとき	—

<p>は41,200円とする。)</p>	
<p>その月のその入所妊産婦にかかる助産の実施に要する費用の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)</p>	<p>—</p>
<p>その月のその入所妊産婦にかかる助産の実施に要する費用の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)</p>	<p>—</p>
<p>その月のその入所妊産婦に</p>	<p>—</p>

<p>かかる助産の 実施に要する 費用の支弁額 (全額徴収。 ただし、その 額が85,000円 を超えるとき は85,000円と する。)</p>	を		
<p>その月のその 入所妊産婦に かかる助産の 実施に要する 費用の支弁額 (全額徴収。 ただし、その 額が102,900 円を超えると きは102,900 円とする。)</p>		-	に改め、同表備考3中「上表」を「この
<p>その月のその 入所妊産婦に かかる助産の 実施に要する 費用の支弁額 (全額徴収。</p>		-	

<p>ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)</p>	
<p>その月のその入所妊産婦にかかる助産の実施に要する費用の支弁額 (全額徴収。 ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)</p>	<p>—</p>
<p>その月のその入所妊産婦にかかる助産の実施に要する費用の支弁額 (全額徴収。 ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600</p>	<p>—</p>

円とする。)	
その月のその 入所妊産婦に かかる助産の 実施に要する 費用の支弁額 (全額徴収。 ただし、その 額が191,200 円を超えると きは191,200 円とする。)	—
全額徴収	—

表」に改め、同表備考3第3号中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同表備考4を次のように改める。

4 法第22条に規定する助産の実施(以下「助産の実施」という。)は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

(1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由がある場合でD階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までのときは除く。

(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,

000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。

以下「出産一時金」という。)が、488,000円以上であるとき。

同表備考に次のように加える。

- 5 前項第1号ただし書の場合において助産の実施をするときにおけるこの表の適用については、D1階層にあつては「-」とあるのは「6,600円」と、D2階層(19,000円までに限る。)にあつては「-」とあるのは「9,000円」とする。
- 6 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

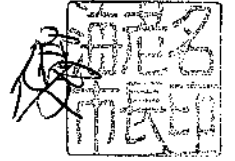


海老名市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 15 号

海老名市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市都市公園条例施行規則（平成17年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、次の各号」を「次の各号」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、「添えて、又」を削り、「、その変更」を「その変更」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第7条第1項中「、設計書」を「設計書」に改め、「添えて、又」を削り、「、その変更」を「その変更」に改め、同条第2項中「、都市公園施設」を「都市公園施設」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第8条第1項中「、次に」を「次に」に、「添えて、又、同条3項」を「、同条第3項」に改め、同条第2項中「、都市公園使用」を「都市公園占用」に改める。

第9条第3項中「第3条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第22条中「、第21条」を「、前条」に改め、同条の表中「第21条第7号」を「前条第7号」に、「第21条及び」を「前条及び」に、「第21条第6号」を「前条第6号」に改める。

別表第1 都市緑地の部伊勢山自然公園の項中

1.47	平成10年12月1日
------	------------

を

1.57	平成10年12月1日
	令和8年4月1日

に改める。

別表第3 第3項第2号中「同項」を「同号」に改める。

別表第5 備考第1項中「次」を「次の各号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市告示第57号

地価公示法（昭和44年法律第49号）第7条第2項及び同法施行令（昭和44年政令第180号）第1条の規定により、令和8年地価公示に係る事項を記載した図書を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年3月25日

海老名市長 内 野



1 閲覧場所

海老名市まちづくり部都市計画課

2 閲覧期間

告示日から3年間



海老名市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、次表左欄に掲げるものについては、それぞれ同表右欄に掲げる会計職員に委任させたので、同法第171条第4項の規定により告示する。

令和8年3月25日

海老名市長 内野



(1) 出納員

委任事務	委任を受けた出納員
1 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。	会計課長
2 物品(基金に属する動産を含む。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。	
3 支出負担行為に関する確認を行うこと。	

(2) 現金出納員

委任事務	委任を受けた出納員
------	-----------

秘書課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	秘書課長
文書法制課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	文書法制課長
職員課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	職員課長
シティプロモーション課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	シティプロモーション課長
I T推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	I T推進課長
危機管理課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	危機管理課長
企画財政課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	企画財政課長
財産・車両課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	財産・車両課長
営繕課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	営繕課長
市民税課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	市民税課長
資産税課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	資産税課長及び同課に属する現金出納員
納税課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	納税課長及び同課に属する現金出納員
市民活動推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	市民活動推進課長

地域づくり課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	地域づくり課長
文化スポーツ課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	文化スポーツ課長及び同課担当課長
窓口サービス課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	窓口サービス課長
福祉政策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	福祉政策課長
健康推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	健康推進課長
子育て相談課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	子育て相談課長
生活支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	生活支援課長
地域包括ケア推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	地域包括ケア推進課長
介護保険課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	介護保険課長
障がい福祉課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	障がい福祉課長
国保医療課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	国保医療課長及び同課に属する現金出納員
こども育成課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	こども育成課長

保育・幼稚園課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	保育・幼稚園課長、 同課担当課長及び保 育園長
環境政策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	環境政策課長
資源対策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	資源対策課長
都市計画課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	都市計画課長
住宅まちづくり課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	住宅まちづくり課長
都市施設公園課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	都市施設公園課長
道路管理課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	道路管理課長
用地課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	用地課長
農業委員会事務局所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	農業委員会事務局長
議会事務局所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	議会事務局次長
会計課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	会計課長
教育総務課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	教育総務課長及び同 課担当課長
就学支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	就学支援課長

教育支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	教育支援課長
学び支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務	学び支援課長

(3) 現金取扱員

委任事務	委任を受けた出納員
文書法制課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	文書法制課に属する現金取扱員
職員課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	職員課に属する現金取扱員
シティプロモーション課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	シティプロモーション課に属する現金取扱員
IT推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	IT推進課に属する現金取扱員
危機管理課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	危機管理課に属する現金取扱員
企画財政課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	企画財政課に属する現金取扱員
財産・車両課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	財産・車両課に属する現金取扱員
市民税課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	市民税課に属する現金取扱員
市民活動推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	市民活動推進課に属する現金取扱員

地域づくり課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	地域づくり課に属する現金取扱員
文化スポーツ課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	文化スポーツ課に属する現金取扱員
窓口サービス課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	窓口サービス課に属する現金取扱員
福祉政策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	福祉政策課に属する現金取扱員
健康推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	健康推進課に属する現金取扱員
介護保険課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	介護保険課に属する現金取扱員
生活支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	生活支援課に属する現金取扱員
地域包括ケア推進課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	地域包括ケア推進課に属する現金取扱員
障がい福祉課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	障がい福祉課に属する現金取扱員
国保医療課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	国保医療課に属する現金取扱員
こども育成課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	こども育成課に属する現金取扱員
保育・幼稚園課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	保育・幼稚園課に属する現金取扱員
環境政策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	環境政策課に属する現金取扱員

資源対策課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	資源対策課に属する現金取扱員
住宅まちづくり課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	住宅まちづくり課に属する現金取扱員
都市施設公園課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	都市施設公園課に属する現金取扱員
道路管理課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	道路管理課に属する現金取扱員
教育総務課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	教育総務課に属する現金取扱員
就学支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	就学支援課に属する現金取扱員
教育支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	教育支援課に属する現金取扱員
学び支援課所管事務に係る現金の出納及び保管の事務の補助	学び支援課に属する現金取扱員
生活応援商品券の引換に係る現金の出納及び保管事務の補助	生活応援商品券引換事務従事者

(4) 物品出納員

委任事務	委任を受けた出納員
各課等における物品の出納及び保管	各課等に属する物品出納員